

第73期定時株主総会招集ご通知

# 第73期報告書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

**日邦産業株式会社**

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### 全般的概況

当連結会計年度における外部環境としましては、世界的な金融引締めに伴うインフレの継続や中国経済の鈍化、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化等が海外経済を全般的に下押しする圧力となった一方で、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による各種規制が緩和され、社会経済活動の正常化が進んだことによる個人消費や設備投資の増加が継続し、緩やかな回復基調が認められる中で推移しました。このような外部環境の中において、当社グループを取り巻く事業環境は、①半導体の供給不足の問題が一部の業界・地域に解消されずに残っていること、②資源価格（動力費を含む）の高騰が継続していること、③各国の経済安全保障等の取組みによる影響がサプライチェーンに及んでいることの3つのマイナス要因が継続する状況に加え、一部の自動車メーカーの不正問題による稼働停止の影響等を受ける中で推移しました。

このような状況の中、当社グループは、2023年5月19日にお知らせしました、新たなビジネスモデルの構築を通じて開発してきた「新製品・新商材」の積極的な販促活動を展開する期間（「中期経営計画2028」のステップアップに向けた準備期間）と位置付けた「中期経営計画2025」をスタートさせ、基本方針として掲げた「1. 定量目標値の達成」「2. 事業ポートフォリオマネジメントの導入」「3. PBR 1倍の達成に向けた施策の実行」の3つの方針に沿って、各実行施策に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は41,922百万円（前期比7.8%増）、営業利益は1,918百万円（前期比0.3%増）、経常利益は2,150百万円（前期比14.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,457百万円（前期比14.8%増）となり、すべての収益項目が2024年3月25日付「連結業績予想及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」にて上方修正した予想値を上回りました。

また、「中期経営計画2019」以降これまでの間、業績が継続して計画値を上回ったことによって、財務基盤が整ったことから、2024年3月25日にお知らせしました「「中期経営計画2025」の一部改定に関するお知らせ」のとおり、「新規事業&機能強化の投資計画枠」を「人的資本投資、新規事業・機能強化の投資計画枠」と改めた上でその計画枠の金額を「30億円」から「60億円」に倍増するとともに、株主還元の数値目標として、配当性向を「35%」から「50%を目途」へと引き上げました。

#### セグメント別概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

## エレクトロニクス

当セグメントの業績は、スマートフォン関連部材の生産調整並びに、タイ（コラート）工場のドライフィルム事業の立ち上げに伴う先行費用の影響を継続して受けたものの、通信基地局や生成AI関連のサーバー向けの配線板材料とベトナム工場のドライフィルム事業及び沖縄工場のウエハ研磨用キャリア事業の受注が堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は18,904百万円（前期比12.2%増）、セグメント利益は1,272百万円（前期比2.1%増）となりました。

## モビリティ

当セグメントの業績は、タイ（バンコク）工場の中国向けパワートレイン系部品の受注が鈍化したことに加え、一部の自動車メーカーの不正問題による稼働停止の影響と動力費の高騰による影響を受ける中で推移しましたが、国内顧客の生産回復が進み、好調な受注が継続したことに加え、インドネシア工場やベトナム工場の受注が堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は16,578百万円（前期比8.1%増）、セグメント利益は1,543百万円（前期比0.5%増）となりました。

## 医療・精密機器

当セグメントの業績は、タイ（コラート）工場のプリンター関連部品の受注が顧客の生産計画の変更による減産影響を継続して受けましたが、医療機器部品の受注が堅調に推移したことに加え、ベトナム工場での原価低減活動の効果が当セグメントの利益業績に寄与いたしました。

この結果、当連結会計年度における当セグメントの売上高は6,617百万円（前期比3.9%減）、セグメント利益は166百万円（前期比31.4%増）となりました。

## その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイの国際地域統括本部におけるマネジメント業務等で構成しております。

当連結会計年度における当セグメントの売上高は199百万円（前期比2.7%減）、セグメント利益は56百万円（前期比28.7%減）となりました。

## <セグメント別売上高>

セグメント区分	第72期 (2022年度) (前連結会計年度)		第73期 (2023年度) (当連結会計年度)		前期比増減(△)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減(△)率 (%)
エレクトロニクス	16,854	43.3	18,904	45.1	2,049	12.2
モビリティ	15,337	39.4	16,578	39.5	1,241	8.1
医療・精密機器	6,889	17.7	6,617	15.8	△271	△3.9
その他	205	0.5	199	0.5	△5	△2.7
調整額	△399	△1.0	△377	△0.9	21	—
合計	38,886	100.0	41,922	100.0	3,035	7.8

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,279百万円であります。その主なものは顧客ニーズへの対応を目的に生産設備の増強としてプラスチック射出成形機・附帯設備、金型に対し投資を行いました。

### (3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達枠を確保するため取引銀行2行と総額3,000百万円の貸出コミットメント契約を締結しております。なお、同契約の当連結会計年度末日における借入実行残高は1,600百万円であります。

### (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社TBMと2024年3月28日に資本業務提携に関する合意書を締結しており、これに伴い、同社株式62株を248百万円で取得しております。

## (5) 対処すべき課題

### ① 足元における「対処すべき課題」

「中期経営計画2025」の初年度である2024年3月期の業績は、当社を支えていただいたすべてのステークホルダーの皆様のお陰をもちまして、2024年3月25日にお知らせしました連結業績予想の上方修正値を上回ることができました。

2025年3月期が既にスタートしておりますが、「スマートフォン関連部材の調整局面の継続」、「一部の自動車メーカーの不正問題による稼働停止」、「アセアンの自動車市場の落ち込み」の3つの事業環境が昨年度から継続しており、これらの影響を最小限にすることを「対処すべき課題」と捉えております。

その課題への対処として、利益率の高い「高付加価値商材へのシフト」、顧客とパートナー企業との連携を通じた「需給調整」を図りつつ、在庫のコントロールを通じた「生産活動の平準化」と全自動・半自動ラインのグループ企業への横展開による「コスト競争力の強化」にも取り組んでまいります。

### ② 中長期視点をもって「対処すべき課題」

2025年3月期は「中期経営計画2025」の2期目にあたりますので、足元だけではなく「規模と収益の両面において一段高い成長（ステップアップ）」を基本フェーズとする「中期経営計画2028」の実現を見据えた活動が重要となり、この活動をやり切ることが「対処すべき課題」となります。

具体的には、新たなビジネスモデルの構築を通じて開発してきた「新商品・新商材の積極的な販促活動」、「タイ・コラート工場／ドライフィルム事業の収益基盤づくり（エレクトロニクス）」、「巻き線技術を応用した新製品開発（モビリティ）」、「国内生産能力の増強と受注活動（医療・精密機器）」となります。

また、2024年3月25日に改定した「中期経営計画2025」に基づいて、運転資金の適正規模を見直した上で、現金及び預金の金額（残高）を整えるとともに、増加したフリーキャッシュと有利子負債の借入余力を有効に活用した「人的資本投資、新規事業・機能強化に向けた成長投資」を実行していくことで、上述した「一段高い成長」と「持続的な利益成長に合わせた増配」を目指してまいります。

詳細は、当社ウェブサイトに掲載した「中期経営計画2025」をご高覧ください。  
<https://www.nip.co.jp/ir/.assets/cyukei2025.pdf>

③ その他／継続して「対処すべき課題」

「サステナビリティ委員会」によって洗い直したE、S、Gに関する「リスクと機会」を回避、許容又は獲得に資する具体的な活動をやり切ることが「対処すべき課題」となりません。

ア E：地球環境の保護

「気候変動への対応の指標と目標」として「2050年度までのカーボンニュートラル（CO2排出量実質ゼロ）を長期目標におき、これを実現するためのステップとして「2030年度時点のCO2排出量を25%以上削減（2021年度比）すること」を中期目標に置くとともに更なる削減を目指して取組んでおります。

イ S：社会との調和と貢献

人的資本の強化・多様性の実現に向けて、「異色ある価値を創造できる人材の育成」「社員が安心・安全に働くことができる環境づくり」「誰もが活躍できる環境づくり」の実現に向けた各施策に取組んでおります。

ウ G：コンプライアンスの遵守

「コンプライアンス遵守」を最重要マテリアリティに特定し、コンプライアンス啓発活動の継続と監査、監督を行っております。

なお、サステナビリティに関する具体的な取組みは、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご高覧ください。

[https://www.nip.co.jp/esg/.assets/esg\\_torikumi.pdf](https://www.nip.co.jp/esg/.assets/esg_torikumi.pdf)

当社グループは、これらの「対処すべき課題」に実直に取り組むことで企業価値向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第70期	第71期	第72期	第73期
	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
売上高 (百万円)	39,985	35,491	38,886	41,922
経常利益 (百万円)	505	1,423	1,871	2,150
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12	1,031	1,269	1,457
1株当たり当期純利益 (円)	1.37	113.22	141.12	162.80
総資産額 (百万円)	24,705	26,087	28,674	30,755
純資産額 (百万円)	8,996	10,364	12,530	14,792

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。なお、第73期の期中平均発行済株式総数には「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」により、野村信託銀行株式会社(日邦産業社員持株会専用信託口)が保有する当社株式157,308株は含めておりません。
2. 第71期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第71期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第70期	第71期	第72期	第73期
	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
売上高 (百万円)	25,443	19,299	19,270	21,817
経常利益 (百万円)	471	291	676	1,808
当期純利益 (百万円)	366	240	528	1,584
1株当たり当期純利益 (円)	40.19	26.36	58.76	176.99
総資産額 (百万円)	16,704	18,058	16,461	17,623
純資産額 (百万円)	4,864	5,010	5,311	6,892

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。なお、第73期の期中平均発行済株式総数には「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」により、野村信託銀行株式会社(日邦産業社員持株会専用信託口)が保有する当社株式157,308株は含めておりません。
2. 第71期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第71期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
日邦メカトロニクス株式会社	50	100.00	合成樹脂成形品の製造・販売
日邦メタルテック株式会社	50	100.00	機械部品の製造・販売
日邦メカトロニクス広島株式会社	45	100.00	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD. (注1)	千バーツ 250,000	99.98	合成樹脂成形品の製造・販売 産業資材等の卸売販売
NK MECHATRONICS CO.,LTD. (注1、2)	千バーツ 150,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO.,LTD.	千バーツ 480,000	100.00	業務支援サービス
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN. BHD. (注2)	千リンギット 15,000	—	合成樹脂成形品の製造・販売
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD. (注2)	千米ドル 10,000	—	同 上
NIPPO METAL TECH PHILS.,INC.	千米ドル 1,189	100.00	同 上
PT.NIPPO MECHATRONICS INDONESIA	千ルピア 93,678,415	100.00	同 上
FNA MECHATRONICS MEXICO S.A. de C.V.	千米ドル 30,377	100.00	合成樹脂成形品の販売
NIPPO (HONG KONG) LTD. (注3)	千香港ドル 31,911	100.00	産業資材の卸売販売 合成樹脂成形品の販売
NIPPO (SHANG HAI) LTD. (注3)	千人民元 4,138	—	同 上

- (注) 1. NK MECHATRONICS CO.,LTD.は、当社の子会社であるNIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
2. NIPPO MECHATRONICS (M) SDN.BHD.及びNIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.は、当社の子会社であるNK MECHATRONICS CO.,LTD.が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。
3. NIPPO (SHANG HAI) LTD.は、当社の子会社であるNIPPO (HONG KONG) LTD.が出資比率の100.00%を所有する子会社であります。



- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容

当社グループは、「エレクトロニクス」、「モビリティ」及び「医療・精密機器」の3つを報告セグメントとしております。

### エレクトロニクス

電子部品及び住宅設備の関連メーカーに対して、専門商社として、またファブレスメーカーとして、高機能材料、加工部品、治工具及び機器等を国内外で販売しております。

### モビリティ

自動車メーカー及び自動車部品メーカーに対して、電子制御関連部品を核とした樹脂成形品及び同組立品を国内外で製造・販売しております。

### 医療・精密機器

オフィスオートメーション、デジタルイメージング、医療機器等の関連メーカーに対して、樹脂成形品の製造及び販売を国内外で展開しております。

## (9) 主要な営業所及び工場等 (2024年3月31日現在)

### ① 当社

名 称	所在地	名 称	所在地
本店 (本社)	愛知県名古屋	関西支店	大阪府大阪市
東京支店	東京都千代田区	名古屋支店	愛知県名古屋
稲沢事業所	愛知県稲沢市	明石事業所	兵庫県明石市
東北営業所	宮城県仙台市	北陸営業所	石川県金沢市
九州営業所	福岡県福岡市		

### ② 子会社

#### ≪国内≫

名 称	所在地
日邦メカトロニクス株式会社	静岡県磐田市
日邦メタルテック株式会社	沖縄県うるま市
日邦メカトロニクス広島株式会社	広島県広島市

#### ≪海外≫

名 称	所在地
NIPPO MECHATRONICS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ
NK MECHATRONICS CO.,LTD.	タイ
NIPPO GLOBAL MANAGEMENT CO.,LTD.	タイ
NIPPO MECHATRONICS (M) SDN.BHD.	マレーシア
NIPPO MECHATRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.	ベトナム
NIPPO METAL TECH PHILS.,INC.	フィリピン
PT. NIPPO MECHATRONICS INDONESIA	インドネシア
FNA MECHATRONICS MEXICO S.A. de C.V.	メキシコ
NIPPO (HONG KONG) LTD.	中国
NIPPO (SHANG HAI) LTD.	中国

**(10) 使用人の状況****① 企業集団の使用人の状況**

使用人数（前連結会計年度末比増減）
-------------------

2,830名（98名減）
--------------

（注）使用人数は嘱託及びパート（484名）を除いております。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数（前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
319名（3名増）	38歳0ヵ月	11年4ヵ月

（注） 1. 子会社への出向者（23名）を除いて表示しております。  
 2. 使用人数は嘱託及びパート（87名）を除いております。

**(11) 主要な借入先**

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	1,233
株式会社三井住友銀行	709
株式会社愛知銀行	423

**(12) その他企業集団の現況に関する重要事項**

当社は、2024年3月28日付で株式会社TBMとの間で、資本業務提携に関する合意書を締結いたしました。

## 2 会社の株式に関する事項

2024年3月31日現在

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 30,000,000株                |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,127,338株 (うち自己株式19,391株) |
| (3) 株主数      | 1,733名                     |
| (4) 大株主      |                            |

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
フリージア・マクロス株式会社	1,796	19.73
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	628	6.90
日邦産業社員持株会	583	6.40
GLOBAL ESG STRATEGY (常任代理人 立花証券株式会社)	536	5.89
株式会社フジミインコーポレーテッド	337	3.71
株式会社三井住友銀行	274	3.01
GLOBAL ESG STRATEGY (常任代理人 フィリップ証券株式会社)	266	2.93
田中 喜佐夫	232	2.55
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	226	2.49
株式会社三菱UFJ銀行	216	2.38

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (19,391株) を控除して計算しております。なお、自己株式には「信託型従業員持株インセンティブプラン (E-Ship)」により、野村信託銀行株式会社 (日邦産業従業員持株会専用信託口) が保有する当社株式132,800株は含めておりません。
2. 2024年2月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.が2024年2月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
スイスアジア・フィナンシャル・サービス・ピーティーイー・エルティーディー (Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.)	9 ラッフルズプレイス、# 53-01/04、 リパブリックプラザ、シンガポール (048619) (9 Raffles Place, Unit 53-01 Republic Plaza, Singapore 048619)	903	9.90

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) 会社の新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2024年3月31日現在）

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩佐 恭知	
常務取締役	三上 仙智	コーポレート・経営企画兼新事業開発担当
取締役	中村 篤志	商事本部長
取締役	後藤 昌弘	後藤昌弘特許法律事務所 所長
取締役	土地 陽子	リンナイ株式会社 社外取締役 キリンホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	川邊 浩之	
取締役 (監査等委員)	林 高史	グラータリアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所 代表パートナー 日本ホスピスホールディングス株式会社 社外監査役 日本プラス株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	梅野 勉	株式会社シモジマ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	池田 桂子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 パートナー 中部日本放送株式会社 社外取締役 東邦瓦斯株式会社 社外監査役 カネ美食品株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	蒲生 貞一	蒲生貞一税理士事務所 所長 株式会社丹羽由 社外監査役

- (注) 1. 取締役 後藤昌弘氏、土地陽子氏、林高史氏、梅野勉氏、池田桂子氏及び蒲生貞一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 林高史氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 蒲生貞一氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、また監査等委員会と内部監査室との十分な連携を図るため、川邊浩之氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 取締役 後藤昌弘氏、林高史氏、梅野勉氏、池田桂子氏及び蒲生貞一氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社には、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任免除に関する定め（定款第28条第2項）があり、当社は、当該取締役との間で会社法第427条第1項に定める賠償責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員及び子会社の役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料については全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

## (4) 役員の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、代表取締役及び業務執行取締役の報酬等に関して、「当社の中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現」と「優秀な人材の確保」を目的とした中長期業績の結果と連動させたインセンティブ要素を含む役員報酬制度（金銭報酬）を2023年5月19日開催の取締役会において決議し、2023年7月より適用しております。

### ② 金銭報酬

#### ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の答申に基づき協議を行い、中長期業績の結果と連動させたインセンティブ要素を含む役員報酬制度（金銭報酬）を制定し、2023年度の役員報酬より適用することを決議いたしました。

## 【算定方法】

### (ア) 固定報酬の減額

- ・当期（2022年7月～2023年6月）の役員報酬金額95%を固定報酬とします。

### (イ) インセンティブ報酬の算定方法

- ・当期を含む過去10期の連結純利益の平均金額（毎年洗替する方法）に5%を上限とする基準支給係数を乗じて得た金額をインセンティブ報酬の基礎額とします。
- ・インセンティブ報酬の金額を決定するKPI及び計算にあたり用いる比重等は、下表のとおりとし、計算した支給率をインセンティブ報酬の基礎額に乗じてインセンティブ報酬の総額を決定します。
- ・(ア)の減額後の各取締役の固定報酬の金額に基づいて計算した按分率に(イ)のインセンティブ報酬の総額を乗じて計算した金額を、原則として、各取締役のインセンティブ報酬の金額とします。

評価項目	評価ウエイト		達成率	支給率	
	予算（目標）比	前年比			
連結売上高	30%	70%	30%	110%以上	200%
				90%以下	0%
連結営業利益	40%			150%以上	200%
				50%以下	0%
ROE	30%			150%以上	200%
				50%以下	0%

### イ 非業務執行取締役

社外取締役その他の非業務執行取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬であり、他社水準及び当社の業績を総合的に勘案して決定します。



## ③ 評価及び評価基準の変更

## ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

2021年6月24日開催の取締役会において、代表取締役、監査等委員長及び3名の独立社外取締役の計5名から構成される指名・報酬委員会の設置を決議し、取締役会の諮問機関として設置しており、同委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る評価及び評価基準の変更等に関して、取締役会に答申する役割を担っております。

## イ 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の個別の報酬等は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

## ④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。)	101	101	—	—	7
(うち社外取締役)	(10)	(10)	(—)	(—)	(4)
監査等委員である 取締役	26	26	—	—	5
(うち社外取締役)	(16)	(16)	(—)	(—)	(4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第65期定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内）と決議しております。  
なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名であります。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第65期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。  
なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内でその配分を役員の報酬等の決定方針に基づき、2023年6月23日開催の取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役の個別の報酬等は、2023年6月23日に監査等委員である取締役の協議によって決定しております。  
なお、代表取締役及び業務執行取締役の個別の報酬等は、「連結+担当部門の営業利益」と「基本方針に沿った重要タスク」の達成度を踏まえ、指名・報酬委員会にて報酬等の内容と基本方針の整合性に関する協議を経たうえ、2023年6月23日の取締役会において決定しております。

⑤ 2024年度における報酬制度の概要

当社は、2024年3月22日開催の取締役会において、本役員報酬制度を次の通り一部改正し2024年7月より適用することといたしました。社外取締役その他の非業務執行取締役の報酬等に関しては、引き続き固定金銭報酬となります。

【改正役員報酬の概要】

ア 代表取締役及び業務執行取締役

代表取締役及び業務執行取締役の金銭報酬の金額は、次に示した「(ア) 固定報酬」と「(イ) インセンティブ報酬」の合計額であり、これを12(ヶ月)で除して毎月支給します。

【算定方法】

(ア) 固定報酬

- ・2022年7月～2023年6月の役員報酬金額の95%を目安とした固定報酬とします。

(イ) インセンティブ報酬

- ・当期を含む過年度5期の連結純利益の平均金額に5%を上限とする基準支給係数を乗じて得た金額をインセンティブ報酬の基礎額とします。
- ・この基礎額に下表に基づいたウエイト及び各率を乗じて得た金額をインセンティブ報酬の総額とします。
- ・このインセンティブ報酬の総額に「(ア) 固定報酬」の総額に占める各取締役の固定報酬の金額の割合をもって計算した金額を、原則として、各取締役のインセンティブ報酬の金額とします。

評価項目		評価ウエイト		達成率	支給率
		予算(目標)比	前年比		
連結売上高	30%	70%	30%	110%以上	200%
				90%以下	0%
連結営業利益	40%			150%以上	200%
				50%以下	0%
ROE	30%	150%以上	200%		
		50%以下	0%		

- イ 非業務執行取締役  
社外取締役その他の非業務執行取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬であり、他社水準及び当社の業績を総合的に勘案して決定します。
- ウ 評価及び評価基準の変更  
(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
2021年6月24日開催の取締役会において、代表取締役、監査等委員長及び3名の独立社外取締役の計5名から構成される指名・報酬委員会の設置を決議し、取締役会の諮問機関として設置しており、同委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る評価及び評価基準の変更等に関して、取締役会に答申する役割を担っております。  
(イ) 監査等委員である取締役  
監査等委員である取締役の個別の報酬等は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 取締役 後藤 昌弘
  - ア. 重要な兼職先と当社との関係  
後藤昌弘特許法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
  - ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要  
当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁理士登録をすする弁護士であり、企業法務に加え、知財戦略に関しても豊富な経験と高い見識を有しており、「中期経営計画2025」のフェーズとして定めた「新たなビジネスモデルの構築」に向けた一つの施策である「新製品・新商材の開発」にあたって、積極的に意見や提言を行っております。

② 取締役 土地 陽子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

リンナイ株式会社の社外取締役、キリンホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とリンナイ株式会社との間に給湯器等に使用する成製品の売買取引がありますが、特別の関係はありません。また、当社と他の兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。IR（投資家向け広報）・ESG（環境・社会・ガバナンス）及び資本政策に関する豊富な経験と高い見識を有しており、「中期経営計画」、「中長期的な企業価値向上の取組みと持続的な成長を支えるESGの取組み」、「TCFD提言に基づく情報開示」、「コーポレートガバナンス・コードの取組み」の改正や国内外IRの各活動にあたって、積極的に意見や提言を行っております。

③ 取締役（監査等委員） 林 高史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

グラーティアコンサルティンググループ 林公認会計士事務所の代表パートナー、日本ホスピスホールディングス株式会社の社外監査役、日本プラスト株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社連結子会社と日本プラスト株式会社との間に樹脂成型品等の売買取引がありますが、特別の関係はありません。また、当社と他の兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての豊富な経験と見識に基づいた意見及び提言を積極的にしており、当社経営の監査・監督役割を十分に果たしています。

また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

- ④ 取締役（監査等委員） 梅野 勉
- ア. 重要な兼職先と当社との関係  
株式会社シモジマの社外取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要  
当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。グローバル企業で培われた豊富な経営経験と高い見識を有しており、「中期経営計画」、「中長期的な企業価値向上の取組みと持続的な成長を支えるESGの取組み」その他の事業戦略及び人事戦略等の改正にあたって、積極的に意見や提言を行っております。  
また、指名・報酬委員会の長として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、持ち前のリーダーシップをもって取締役の選解任にかかる基準と手続き、役員報酬制度の改正等を取りまとめた上で取締役会に答申しております。
- ⑤ 取締役（監査等委員） 池田 桂子
- ア. 重要な兼職先と当社との関係  
池田総合法律事務所・池田特許事務所のパートナー、カネ美食品株式会社の社外取締役、中部日本放送株式会社の社外取締役及び東邦瓦斯株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要  
当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席、監査等委員会10回のうち9回に出席いたしました。複数の上場企業の社外役員としての経験を有していることに加えて、弁理士登録をする弁護士として企業法務に携われてきた豊富な経験と高い見識を有しており、リスクマネジメントに関する事項に加え、当社の強みの源泉である社員への人的資本投資の重要性に関して、積極的に意見や提言を行っております。  
また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

⑥ 取締役（監査等委員） 蒲生 貞一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

蒲生貞一税理士事務所の所長及び株式会社丹羽由の社外監査役を兼務しております。  
なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。

税理士として企業税務に携われてきた豊富な経験と高い見識を有しており、事業ポートフォリオ方針に即した事業の縮小・撤退並びに、経営資源を投入していく事業の拡大にかかる税務手続きを含むリスクマネジメントに関する事項について、積極的に意見や提言を行っております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額                   | 35百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態、その他会計監査人が継続してその職責を全うするうえでの重大な疑義を抱く事象等が発生した場合には、監査等委員会の同意を得て又はその請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## **5 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要**

- (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役会は、コンプライアンスに関する基本的方針として「コンプライアンス宣言」及び「行動憲章」を採択し、業務遂行上遵守すべき規範として「コンプライアンス規程」等を制定し、取締役を筆頭にして、執行役員及び使用人とともにこれらを実践することとした。
  - ② 取締役会は、「取締役会規則」を定め、各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は、「監査等委員会規則」を定め、取締役の職務執行について監査することとした。
  - ③ 取締役会は、「就業規則」を完備し、執行役員及び使用人に「就業規則」に定める服務規律を遵守させることとした。
  - ④ 取締役会は、「業務規程」を完備し、執行役員及び使用人に「業務規程」に定める手順等を遵守させることとした。
  - ⑤ 取締役会は、コンプライアンス推進体制の構築、社内通報制度、内部監査等を通じて、取締役、執行役員及び使用人の法令及び定款の遵守の徹底を図る体制を構築することとした。
- (2) 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 法令等、及び社内諸規定に従い、株主総会、取締役会及び監査等委員会の議事録その他重要文書を保存、管理し、法令により閲覧に供し開示する。
  - ② 企業秘密情報については、「企業秘密管理規程」を定め、管理責任者を置き、同情報への、内・外部からのアクセスを防止し、漏洩を完封する。
  - ③ 「個人情報管理規程」及び「特定個人情報管理規程」を定め、個人情報等も同様に保護する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 取締役会の下に「内部統制推進本部」を設置し、常に損失の危険を予知する体制を整備し、損失危機に適切かつ迅速に対応する。同推進本部長にはコーポレート本部長があたる。
  - ② 損失の危機を管理するため「リスク管理基本規程」を制定し、個別のリスク毎に管理マニュアルを作成し、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの的確な対応、速やかな回復を図る。
  - ③ 取締役会は、内部統制システムを整備し、各取締役の損失危険管理への対応・運用状況につき監督、監視及び検証する。



#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営方針その他の取締役会規則に定める重要事項の審議は、常勤取締役と監査等委員長から成る「経営戦略会議」で行い、そこで内定したものをたたき台として、最終的に「取締役会」で決定する。
- ② 当社において、「役員の職務執行等に関する規則」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」により、取締役の各業務執行にかかる責任を明確にし、各取締役にそれぞれ定められた業務を信義誠実にして忠実に行わせる。
- ③ 当社の常勤取締役は「取締役会」「経営戦略会議」「経営方針説明会」に、非常勤取締役は「取締役会」「経営方針説明会」に出席し、取締役は職務の執行状況を相互に監督し、監査等委員も取締役の職務を監査する。

#### (5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」、「管理職制度規程」及び「当社子会社間取引に関する基準規程等」を定め、子会社の取締役、監査役及び使用人を管理し、当社が直接子会社取締役等に対し指示命令をする体制を整備することとした。
- ② 当社の監査等委員会及び内部監査室が子会社の監査をそれぞれ定期的に行う体制を整備することとした。

#### (6) 監査等委員会の職務を補助する使用人について

監査等委員会が補助する使用人を必要とする場合には、その都度これを置くものとする。監査等委員会は、当該使用人を選定するにあたり、業務執行者からの独立性及び、当該使用人への指示の実効性を確保するものとする。

#### (7) 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役会には全監査等委員が出席し、経営戦略会議等当社の重要会議には監査等委員長が出席し、取締役はこれらの重要会議において職務執行状況につき、これらを監査等委員会に対し報告する。
- ② 社内通報制度による通報情報は、速やかに全てが監査等委員会に報告される。

## (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室は、監査等委員会に対し、内部監査計画及び内部監査結果について、定期的に報告し、かつこれらを共有する。
- ② 監査等委員会監査の有効性を確保するため、「監査等委員会規則」を定め、取締役、執行役員及び社員並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から当社監査等委員会への報告を確実に実施させる。
- ③ 子会社の取締役及び使用人は、当該子会社の監査役から当該子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 内部通報のみならず、監査等委員会に報告を行った日邦グループの取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはない。
- ⑤ 当社は、監査等委員会が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。但し、その支出の必要性と必要額について、後日コーポレート本部のチェックを受けることがある。

## 6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

### (1) コンプライアンス体制について

当社は、コンプライアンス規程に基づき、管理職研修等において、コンプライアンス教育を実施しております。また、社内通報制度規程を制定し、内部通報の状況は当社監査等委員会に報告しております。

### (2) リスク管理体制について

当社は、リスク管理基本規程に基づき、定期的なリスク評価と対応状況の判定を行い、対処すべきリスクの低減に努めております。

### (3) 財務報告の体制について

当社は、「内部統制推進本部」を設置し、全社統制・IT統制・業務及び決算プロセスの整備・運用を通じて、適正な財務報告に係る内部統制の構築に努めております。

### (4) 監査等委員の監査の実効性を確保する体制について

当社は、監査等委員の職務を補助する使用人として「内部監査室長」がこれにあたり、監査等委員への報告及び情報提供体制を強化し、監査等委員による監査が効果的かつ効率的に実施されることを確保しております。

## 7 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきであり、そのためにも、株主の皆様に必要な情報が提供され、透明性・公正性が確保されることが重要であると考えています。

但し、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の共同利益の確保を実現する者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### ① 企業価値向上への取組み

当社は、商社事業と樹脂成形事業を祖業として、商社事業は、「異色性のあるパートナー企業とのネットワークづくり」と「社員に対する技術その他の教育」に取組んでおります。樹脂成形事業は、「全自動・半自動ライン」の導入を進めております。

今後の当社における企業価値向上への取組みは、商社事業においては、「異色性のあるパートナー企業とのネットワークづくり」をさらに前進させ、新商材開発を具体的なアウトプットとして積み重ねていくこと、樹脂成形事業においては、高度な技術の壁を乗り越えて取得した全自動・半自動ラインのグループ企業への横展開をさらに前進させることに加えて、「電気特性・信頼性評価技術」、「樹脂と異素材との接合・インサート技術」という新しい技術習得に挑戦してまいります。

#### ② コーポレートガバナンスの強化

当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会、代表取締役及び会計監査人を設置し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を整備しております。監査等委員会は、監査等委員5名（常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員4名）から構成されています。また、「内部統制システムに関する基本的な考え方」「内部統制システムの推進体制」をまとめ、当社及び当社の関係会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

監査の体制として、当社は、社長の直轄部門として内部監査室を設置しており、定期・非定期的（臨時）に社内業務の実施が会社規定等に正しく準拠しているか否かを調査し、当該監査の結果を社長及び監査等委員長に報告するとともに、問題点の指摘及び改善勧告を被監査部門に実施しております。また、監査等委員監査は、常勤取締役（監査等委員を除きます。）の業務執行の状況を監査するために取締役会等の重要会議に出席し、また必要に応じて、常勤取締役（監査等委員を除きます。）、執行役員、管理職者及び社員に対して監査を行っております。

### （3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年4月23日開催の当社取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を導入し、直近では2023年6月23日開催の当社第72期定時株主総会において、本対応策を第73期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をいただきました。

本対応策は、株主の皆様が適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するため、大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定し、その遵守を求めるとともに、大規模買付行為を行おうとする者が本対応策を遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものであると判断される場合の対抗措置を定めること等により、当社株式等の大規模買付行為によって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないようにするものです。

本対応策においては、金融商品取引法第27条の2第7項に定める特別関係者や同法第27条の23第5項に定める共同保有者等と併せて、株式等保有割合が20%以上となる当社株式等を取得等する行為を「大規模買付け等」といい、かかる大規模買付け等を行う者を「買付者等」といいます。

当社は、買付者等に対し、大規模買付け等の実行に先立ち、意向表明書の提出を求め、さらに、①買付者等及びそのグループの詳細、②大規模買付け等の目的、③大規模買付け等の対価の算定根拠、④大規模買付け等の資金の裏付け、⑤大規模買付け等の後の経営方針及び事業計画等を含む必要情報の提示を求めます。

その後一定期間（必要情報の提供完了後、原則として、対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合は最大60日間、その他の大規模買付け等の場合は最大90日間）、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された必要情報を、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討を行い、取締役会としての意見を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、取締役会として株主及び投資家の皆様へ代替案を提示したりすることもあります。

また、対抗措置の発動等にあたって、取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として、社外取締役又は社外の有識者計3名から構成される独立委員会を設置し、発動の是非について取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、①買付者等が本対応策に規定する手続を遵守しない場合は、特段の事情がある場合を除き、原則として対抗措置の発動を勧告し、②買付者等が本対応策に規定する手続を遵守した場合は、原則として対抗措置の発動を行わないように勧告しますが、(i) 高値で当社の株式等を当社若しくは当社関係者に買い取らせる目的（いわゆるグリーンメイラー）である場合、(ii) 当社を一時的に支配して当社グループの重要な資産等を買付者等グループに移転する目的である場合、(iii) 当社グループの資産を買付者等グループの債務の担保や弁済原資として流用する目的である場合、(iv) 当社を一時的に支配して、当社の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける目的である場合、(v) 大規模買付け等の方法が、いわゆる強圧的二段階買収等の、事実上、株主の皆様が当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合、又は、(vi) 買付者等による支配権の取得により、当社の株主、顧客及び従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保若しくは向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合等の、買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的に、対抗措置の発動を勧告する場合があります。当社取締役会は、このような独立委員会による対抗措置の発動の是非に関する勧告を最大限尊重した上で、企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を行うことがあります。

さらに、当社取締役会が、買付者等による大規模買付け等の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の意思を確認するために当社株主総会を開催することが実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動の是非について株主の皆様が意思を確認するため当社株主総会を招集します。

(4) 上記の取組みが、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

従って、当社取締役会は、本対応策が基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益等に合致するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	17,753	流動負債	12,557
現金及び預金	5,679	支払手形及び買掛金	8,212
受取手形及び売掛金	7,330	短期借入金	1,600
電子記録債権	586	1年内返済予定の長期借入金	286
商品及び製品	1,770	リース債務	112
仕掛品	425	未払法人税等	203
原材料及び貯蔵品	1,078	賞与引当金	338
未収入金	350	その他	1,804
その他	534	固定負債	3,405
貸倒引当金	△2	長期借入金	593
固定資産	13,002	リース債務	198
有形固定資産	8,376	繰延税金負債	337
建物及び構築物	3,965	再評価に係る繰延税金負債	2
機械装置及び運搬具	2,035	退職給付に係る負債	1,756
工具、器具及び備品	340	資産除去債務	227
土地	1,831	その他	288
建設仮勘定	204	負債合計	15,963
無形固定資産	512	<b>(純資産の部)</b>	
その他	512	株主資本	11,799
投資その他の資産	4,113	資本金	3,137
投資有価証券	2,642	資本剰余金	612
繰延税金資産	216	利益剰余金	8,152
その他	1,266	自己株式	△102
貸倒引当金	△12	その他の包括利益累計額	2,991
資産合計	30,755	その他有価証券評価差額金	419
		土地再評価差額金	5
		為替換算調整勘定	2,592
		退職給付に係る調整累計額	△26
		非支配株主持分	1
		純資産合計	14,792
		負債純資産合計	30,755

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		41,922
売上原価		34,751
売上総利益		7,170
販売費及び一般管理費		5,252
営業利益		1,918
営業外収益		
受取利息及び配当金	87	
為替差益	119	
スクラップ売却益	65	
その他	102	375
営業外費用		
支払利息	68	
電子記録債権売却損	36	
その他	38	143
経常利益		2,150
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	0	
その他	0	7
特別損失		
固定資産処分損	13	
減損損失	94	
事業撤退損	76	
事業再編損	24	208
税金等調整前当期純利益		1,948
法人税、住民税及び事業税	507	
法人税等調整額	△16	491
当期純利益		1,457
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,457

（注）記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。



## 連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,137	612	6,995	△142	10,603
当期変動額					
剰余金の配当			△300		△300
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,457		1,457
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				40	40
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	1,156	40	1,196
当期末残高	3,137	612	8,152	△102	11,799

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	162	5	1,744	12	1,925	1	12,530
当期変動額							
剰余金の配当							△300
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,457
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							40
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	257	－	847	△39	1,065	0	1,065
当期変動額合計	257	－	847	△39	1,065	0	2,262
当期末残高	419	5	2,592	△26	2,991	1	14,792

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

## 計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	7,484	流動負債	8,857
現金及び預金	867	買掛金	5,841
受取手形	125	短期借入金	1,600
電子記録債権	459	1年内返済予定の長期借入金	286
売掛金	4,173	リース債務	25
商品及び製品	1,322	未払金	525
仕掛品	88	未払費用	225
原材料及び貯蔵品	176	未払法人税等	88
前払費用	32	賞与引当金	229
未収入金	117	その他	34
その他	120	固定負債	1,873
固定資産	10,138	長期借入金	593
有形固定資産	1,825	リース債務	45
建物	726	再評価に係る繰延税金負債	2
構築物	1	退職給付引当金	1,026
機械及び装置	240	資産除去債務	34
工具、器具及び備品	198	その他	171
土地	535	負債合計	10,730
建設仮勘定	122	<b>(純資産の部)</b>	
無形固定資産	429	株主資本	6,467
ソフトウェア	392	資本金	3,137
その他	36	資本剰余金	1,019
投資その他の資産	7,883	資本準備金	1,019
投資有価証券	2,642	利益剰余金	2,412
関係会社株式	3,776	その他利益剰余金	2,412
出資金	0	繰越利益剰余金	2,412
従業員に対する長期貸付金	1	自己株式	△102
関係会社長期貸付金	1,070	評価・換算差額等	425
前払年金費用	28	その他有価証券評価差額金	419
繰延税金資産	313	土地再評価差額金	5
その他	1,107	純資産合計	6,892
貸倒引当金	△1,056	負債純資産合計	17,623
資産合計	17,623		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		21,817
売上原価		18,154
売上総利益		3,662
販売費及び一般管理費		2,855
営業利益		807
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,085	
為替差益	9	
その他	77	1,172
営業外費用		
支払利息	39	
支払手数料	13	
電子記録債権売却損	36	
貸倒引当金繰入額	75	
その他	5	171
経常利益		1,808
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	0	3
特別損失		
固定資産処分損	1	
事業撤退損	46	47
税引前当期純利益		1,764
法人税、住民税及び事業税	206	
法人税等調整額	△26	179
当期純利益		1,584

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,137	1,019	1,019	1,128	1,128
当期変動額					
剰余金の配当				△300	△300
当期純利益				1,584	1,584
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	—	1,283	1,283
当期末残高	3,137	1,019	1,019	2,412	2,412

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△142	5,143	162	5	168	5,311
当期変動額						
剰余金の配当		△300				△300
当期純利益		1,584				1,584
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	40	40				40
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			257	—	257	257
当期変動額合計	40	1,323	257	—	257	1,581
当期末残高	△102	6,467	419	5	425	6,892

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

日邦産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日邦産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日邦産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

日邦産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日邦産業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

## 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等及び職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、内部監査室その他使用人等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえその内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、且つ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

日邦産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 川 邊 浩 之 ㊟

監 査 等 委 員 林 高 史 ㊟

監 査 等 委 員 梅 野 勉 ㊟

監 査 等 委 員 池 田 桂 子 ㊟

監 査 等 委 員 蒲 生 貞 一 ㊟

(注) 監査等委員 林 高史、梅野 勉、池田 桂子及び蒲生 貞一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上